

他自治体で発生した教職員による盗撮事件等を受けた
施設点検及び性暴力等防止研修の実施について

今般、他自治体で教職員による盗撮事件等、児童・生徒等に対する性暴力等の事案が発生したことを受け、区立学校において各教室等に不審なカメラ等が設置されていないことを確認する施設点検及び性暴力等防止研修を実施しましたので報告します。

1 施設点検

(1) 対象

全区立学校

(2) 内容

① 実施前の留意点

教職員には事前に予告せずに実施する。

② 点検場所

児童・生徒等が更衣を行う教室、更衣室、保健室、トイレや校内で死角となる場所（例：付近に物が置いてある階段）等

③ 点検を行う教職員

管理職または管理職が指名する教職員

※必ず 2 名以上で同時に点検する。

※学級担任が自身の学級教室の点検を行わない等、点検者が主に使用する教室等を自身で点検しないよう工夫する。

(3) 結果

不審なカメラ等が設置されていないことを確認した。

2 性暴力等防止研修

(1) 杉並区独自研修

① 対象

全区立学校（園）教員、栄養士、事務職員等（会計年度任用職員等を含む）

② 内容

区立学校長（園長）研修で行った教育長講話及び性暴力等防止研修等をオンデマンドで配信し、視聴する形態で研修を実施した。

(2) 東京都共通研修

① 対象

全公立学校教員、栄養士、事務職員等（会計年度任用職員等を含む）

② 内容

都が都内全公立学校にて実施する「令和 7 年度服務事故防止月間（前期）」において、東京都教育委員会が作成した「教職員による児童生徒性暴力対策動画教材」を視聴する形態で研修を実施した。